

答申 第 90 号
平成 23 年 10 月 17 日

財 務 大 臣
安住 淳 殿

関税等不服審査会
会長 水野 忠恒

答 申 書

平成 23 年 9 月 28 日付財関第 1061 号をもって諮問のあった関税法（昭和 29 年法律第 61 号。以下「法」という。）第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づく認定通知に対する審査請求につき、当審査会の意見を次のとおり答申する。

なお、以下において使用する用語の意義は、下記のとおりである。

記

本件処分 1 A 税関 B 税関支署 C 出張所長（以下「処分庁」という。）が
平成 22 年 12 月 17 日付で行った認定通知

本件処分 2 処分庁が平成 23 年 1 月 18 日付で行った認定通知

本件各処分 本件処分 1 及び本件処分 2

本件郵便物 1 国際スピード郵便物（郵便物番号 a）

本件郵便物 2-1 国際スピード郵便物（郵便物番号 b）

本件郵便物 2-2 国際スピード郵便物（郵便物番号 c）

本件郵便物 2-3 国際スピード郵便物（郵便物番号 d）

本件貨物 1 本件郵便物 1 の内容物 48 点

本件貨物 2-1 本件郵便物 2-1 の内容物 98 点

本件貨物 2-2 本件郵便物 2-2 の内容物 100 点

本件貨物 2-3 本件郵便物 2-3 の内容物 2 点

本件貨物 2 本件貨物 2-1、本件貨物 2-2 及び本件貨物 2-3 に係る 200 点

本件各輸入貨物 本件貨物 1 及び本件貨物 2

意見

処分庁が行った本件各処分の取消しを求める審査請求については、これを棄却することが相当である。

理由

1. 事案の概要

(1) 本件処分1について

イ 平成22年10月27日、A税関B税関支署C出張所（以下「C出張所」という。）は、郵便事業株式会社D支店（以下「郵便会社」という。）から本件郵便物1の提示を受けた。

ロ 同日、C出張所の通関担当職員は本件郵便物1について検査を行ったところ、貼付の税関告知書の品名欄、数量欄及び価格欄に「衣服 1pcs」、「○ 24PCS」及び「\$○」と記載されていることを確認し、その内容物として本件貨物1及び衣類1点を発見した。

通関担当職員は、E社が本邦において商標法（昭和34年法律第127号）に基づき登録し権利を有する登録商標と同一又は類似の標章が本件貨物1に付されていることを確認したことから、本件貨物1が法第69条の11第1項第9号に規定する、商標権を侵害する物品に該当する貨物であると思料し、C出張所知的財産調査官（以下「知的財産調査官」という。）に商標権侵害物品であるかどうかの認定を依頼した。

ハ 平成22年10月29日、知的財産調査官は本件貨物1を確認したところ、本件貨物1はE社からの差止申立てが受理されている対象貨物であり、商標権を侵害する物品に該当する貨物であると思料した。

これを踏まえて処分庁は、同日、審査請求人に対して「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）」を、E社に対しては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」をそれぞれ送付した。

ニ 審査請求人は、同月30日付書面、同年11月2日付書面（「証拠書面」）及び同月16日付書面（「意見書」）を処分庁に提出し、本件貨物1が商標権を侵害する物品に該当する貨物ではない旨を概要以下のとおり陳述した。

- ・ 商標権等に係る並行輸入品である。
- ・ 「E」はコピーする程のブランド商品ではない。
- ・ F国の販売者にも問い合わせたが、普通にF国でも流通している物であり、わざわざコピーする理由がない。
- ・ 製造元に問い合わせたが、正規品であるとの回答を得た。
- ・ 真正品でないとする根拠を示すべきである。「形状に明らかな違いがある」としているが、相違点を示しておらず、根拠がない。

ホ 一方、E社は、同月12日付書面（「意見書」）及び同年12月6日付書面（「意見書」）を処分庁に提出し、本件貨物1が自社又は自社許諾の下に自社の関連会社で製造されたものではなく、本件貨物1は自社の商標権を侵害するものである旨を陳述した。また、当該意見書に記述された理由等は概要以下のとおり。

- ・ 本件貨物1は、自社製品と比較すると形状に明らかな違いがある。
- ・ 真偽識別方法は更なる模倣を防ぐため一般への公開は行っていない。

ヘ 平成22年12月17日、処分庁は、本件貨物1を法第69条の11第1項第9号に定める商標権を侵害する物品に該当すると認定し、その旨を法第69条の12第5項の規定に基づき、審査請求人及びE社に対し認定通知書をもって通知した（本件処分1）。

ト 同月19日、審査請求人は本件処分1を不服とし、本件処分の取消を求めA税関長に対し異議申立てを提起した。

チ 平成23年2月25日、A税関長は、審査請求人の異議申立てを棄却した。

リ 同月26日、審査請求人は、A税関長の異議申立てに対する決定を不服とし、財務大臣に対し、下記本件処分2とともに審査請求を提起した。

（2）本件処分2について

イ C出張所は郵便会社から、平成22年12月9日に本件郵便物2-1及び本件郵便物2-2の提示を受け、また、同月21日に本件郵便物2-3の提示を受けた。

ロ C出張所の通関担当職員は、同月9日に本件郵便物2-1及び本件郵便物2-2について検査を行い、貼付の税関告知書の品名欄、数量欄及び価格欄に、それぞれ「○ 98PCS \$○」、「○ 100PCS \$○」と記載がされていることを確認し、その内容物として本件貨物2-1及び本件貨物2-2を発見した。

また、C出張所の通関担当職員は、同月21日に本件郵便物2-3について検査を行い、貼付の税関告知書の品名欄、数量欄及び価格欄に「○ 2PCS \$○」と記載されていることを確認し、その内容物として本件貨物2-3を発見した。

通関担当職員は、本件貨物2のいずれにも、G社が本邦において商標法に基づき登録し権利を有する登録商標と同一又は類似の標章が付されていると確認したことから、本件貨物2が法第69条の11第1項第9号に規定する、商標権を侵害する物品に該当する貨物であると思料し、同月9日に本件貨物2-1及び本件貨物2-2について、同月21日に本件貨物2-3について知的財産調査官に商標権侵害物品であるかどうかの認定を依頼した。

ハ 知的財産調査官は、平成22年12月10日に本件貨物2-1及び本件貨物2-2について、同月24日に本件貨物2-3について、いずれも商標権を侵害する物品に該当する貨物であると思料した。

これを踏まえて処分庁は、同月10日に本件貨物2-1及び本件貨物2-2について、同月24日に本件貨物2-3について、審査請求人に対して「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（名あて人用）」を、G社に対しては「認定手続開始（輸入者等意思確認）通知書（申立人用）」を送付した。

ニ 審査請求人は、本件貨物2-1及び本件貨物2-2について、平成22年12

月 11 日付書面（「意見書」）及び同月 26 日付書面（「意見書(2)」）を、また本件貨物 2-3 について、同月 26 日付書面（「意見書」）を処分庁に提出し、本件貨物 2 が商標権を侵害する物品に該当する貨物ではない旨を概要以下のとおり陳述した。

- ・ 本件貨物 2 は、知的財産侵害物品に該当しない貨物である。
- ・ 日本国内において広く流通する図柄の貨物である。
ネットショップでも多く取り扱われているものである。
- ・ G 社の表記もなく容易に付け加えることもできない。
- ・ 貨物の内側に、刻印があり、判別は容易である。

ホ 一方、G 社は、本件貨物 2-1 及び本件貨物 2-2 について、同月 14 日付書面（「意見書」）及び同月 22 日付書面（「意見書(2)」）を、また本件貨物 2-1、本件貨物 2-2 及び本件貨物 2-3 について、平成 23 年 1 月 5 日付書面（「意見書」）を処分庁に提出し、本件貨物 2 が商標権を侵害する物品に該当する貨物である旨を概要以下のとおり陳述した。

- ・ G 社が本邦において登録している商標と同一若しくは類似の標章が付されており、かつ、真正品の仕様と異なる点がある。
- ・ 権利者から何ら許諾を受けることなく登録商標を使用しているものである。
- ・ 「ただの図柄」ではなく、色彩のコンビネーションや○のサイズ、柄が○で構成されている点等、登録商標の特徴と一致している。
- ・ 登録商標には、そもそも G 社名その他の表記は含まれておらず、柄自体が登録されたものである。
- ・ 貨物の内側に、刻印をもって、G 社の商標侵害を打ち消すことにはならない。
- ・ 市場での流通量と当該貨物が商標権を侵害する物品かどうかの判断は別次元のものである。

ヘ 平成 23 年 1 月 18 日、処分庁は、本件貨物 2 を法第 69 条の 11 第 1 項第 9 号に定める商標権を侵害する物品に該当すると認定し、その旨を法第 69 条の 12 第 5 項の規定に基づき、審査請求人及び G 社に対し認定通知書をもって通知した（本件処分 2）。

ト 同月 19 日、審査請求人は本件処分 2 を不服とし、本件処分の取消しを求め A 税関長に対し異議申立てを提起した。

チ 同年 2 月 25 日、A 税関長は、審査請求人の異議申立てを棄却した。

リ 同月 26 日、審査請求人は、A 税関長の異議申立てに対する決定を不服とし、財務大臣に対し、上記本件処分 1 とともに審査請求を提起した。

(3) 審査請求後

イ 平成 23 年 4 月 1 日、審査庁は A 税関長に対し、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号。以下「審査法」という。）第 22 条第 1 項の規定に基づき、提出期間を同月 27 日までと定めた上で弁明書の提出を求め、同月 27 日、A 税関長は審査庁に対し弁明書を提出した。

ロ 平成 23 年 4 月 28 日、審査庁は審査請求人に対し、審査法第 22 条第 5 項本文の規定に基づき上記イの弁明書の副本を送付するとともに、同法第 23 条の規定に基づき、反論書の提出期間を同年 5 月 25 日までと指定する

- 通知を行い、同月 6 日、審査請求人は審査庁に対し、反論書を提出した。
- ハ 同月 11 日、審査庁は審査請求人に対し、審査法第 26 条ただし書の規定に基づき証拠書類等の提出期間を同年 6 月 3 日までと指定する通知を行い、審査請求人は審査庁に対し、同年 5 月 19 日に「証拠書」、同月 23 日に「補正書」を提出した。
 - ニ 他方、同月 11 日、審査庁は A 税関長に対し、審査法第 28 条の規定に基づき関係資料の提出を要請し、同年 6 月 1 日、A 税関長は審査庁に対し関係資料を提出した。

2. 審査請求人の主張

審査請求書及び反論書によれば、審査請求人の主張は概ね以下のとおりである。

(1) 本件処分1について

- イ 本件貨物1がコピー品であるとの主張であるが、真正品である。
- ロ 知的財産調査官は根拠もなくコピー品であると決めつけた。
- ハ 真正品でないとする、証明が足りない。
- ニ E 社の意見では、コピー品であるとの主張であるが、E 社は並行輸入品が日本国内に流通しても一切の利がない為、「とりあえず、コピー品です。」と意見しただけだと思われる。
- ホ メーカーが通関を自由に操作することがあってはならない。
- ヘ F 国の差出人である者に現地工場に確認を取って真正品であることを確認している。
- ト この荷物の中には、衣類が1点同梱されているにも関わらず、知的財産調査官はその旨を一切伝えることなく任意放棄を求めてきた。
- チ この衣類は F 国の友人である者よりの友好の証であり贈答品である。
この衣類は F 国の正装衣服であり、今回の会談時に着用する約束になっている。民間レベルでの交友を政府役人である知的財産調査官が阻害することはあってはならない。
- リ 1 日前には全く同じ物 52 点を通関している。その際にも開封検査を受けているが、その時には、「税額を決定する為に価格を教えて」という電話があっただけである。
- ヌ 知的財産調査官は「裁判に準じる」と述べるが、そうであるならば無罪である。こちら側から証拠を提出して、親切に相手をする必要はない。

(2) 本件処分2について

- イ 日本人が古来より好む図柄の貨物である。国内外を問わず、広く流通するものである。G 社の登録商標とは似ても似つかない程にかけ離れた図柄であり、全くの別物であることは明白である。
- ロ 知的財産調査官は根拠もなくコピー品であると決めつけた。
- ハ 今回の権利者であるとして意見する G 社の商標を侵害する気は微塵もない。

ニ 本件貨物2には内側に、刻印がある。刻印とは彫られているものであることから、消し去ることもできず、判別は容易であり、G社製品への疑義を打ち消すものである。

ホ 同時期に同生地を使った貨物596点を輸入しているが、開封検査を受けた上で通関して着荷している。

ヘ 知的財産調査官は「裁判に準じる」と述べるが、そうであるならば無罪である。こちら側から証拠を提出して、親切に相手をする必要はない。

3. 当審査会の判断

上記審査請求人の主張に対する当審査会の考え方は以下のとおりである。

(1) 商標権を侵害する物品に該当する貨物の取扱いについて

イ 商標権を侵害する物品は、法第69条の11第1項第9号の規定に基づき、輸入してはならない貨物とされる。

税関長は、商標権を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときは、法第69条の12第1項の規定に基づき認定手続を執らなければならないこととされており、当該貨物の輸入者及び当該貨物に係る商標権者に認定手続を執る旨、当該貨物が商標権を侵害する貨物に該当するか否かについての証拠の提出及び意見を述べることができる旨等を通知することとされている。また、税関長は、認定手続において、当該証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えるなどの必要な手続を経た上で、当該貨物が商標権を侵害する物品に該当する貨物かどうかを認定することとなる。

そして、当該貨物が商標権を侵害する物品に該当すると認定したときは、税関長は、法第69条の12第5項の規定に基づき当該輸入者及び当該商標権者に対しその旨を通知（認定通知）することとされている。

ロ 商標権を侵害するか否かは、商標法に照らして判断され、具体的には、商標法第25条の規定により、商標権者は指定商品について登録商標の使用をする権利を専有しているため、商標権者から許諾を受けず指定商品について登録商標と同一の商標を使用することは、商標権の侵害となる。また、商標法第37条の規定により、指定商品についての登録商標に類似する商標の使用は、商標権を侵害する行為とみなされる。

ハ 「商標」とは、商標法第2条第1項の規定により、標章であって、「業として商品を生産し、証明し、又は譲渡する者がその商品について使用するもの」等とされている。標章の「使用」とは、商標法第2条第3項に列挙されている行為であり、商品又は商品の包装に標章を付したものを譲渡、輸入等する行為をいう。

ニ ここで、「業として」とは、一般に「一定の目的の下に継続・反復して行う行為として」（網野誠「商標」〔第6版〕145頁、小野昌延編「注解 商標法〔新版〕上巻」84頁）ないし「反復継続的意思をもってする経済行為として」（「模倣品の個人輸入及びインターネット取引に関する事例集」（平成17年2月、特許庁））と解されている。このため、輸入されようとする貨物に係る商標権侵害の判断においては、上記の「業として」の意味に照らし

て、一定の目的の下に継続・反復して行う行為として譲渡等をする者による輸入であるか否かを判断することとなる。そして、個別の事案におけるこの問題に対する判断は、輸入の目的、輸入貨物の数量、輸入者等の職業、輸入取引の内容等の諸事情を総合的に勘案して行われるべきものと解される。

ホ よって、業として商品の譲渡等を行う者により、標章を付した貨物が輸入される場合に、当該標章が登録商標と同一又は類似していれば、原則として、その輸入行為は商標権を侵害する行為となり、当該貨物は商標権を侵害する物品に該当することとなる。

ヘ ただし、そのような商品の輸入であっても、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠く場合があることが最高裁平成15年2月27日判決（以下「平成15年最高裁判決」という。）等において示されている。

具体的には、

① 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、

② 当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものであって、

③ 我が国の商標権者が直接的に又は間接的に当該商品の品質管理を行い得る立場にあることから、当該商品と我が国の商標権者が登録商標を付した商品とが当該登録商標の保証する品質において実質的に差異がないと評価される場合

には、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと解するのが相当であるとされている。

そして、この点に係る立証責任は、同最高裁判決の判示及び訴訟における立証責任分配に関する一般的な考え方に照らし、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものであることを主張する側、すなわち輸入者である審査請求人にあると解するのが合理的である。

ト そこで、本件各処分1の適正性について、以上のことを踏まえ検討する。

(2) 本件処分1について

イ A税関長から提出された資料によれば、E社は「E」の標章について○を指定商品として商標登録（商標登録番号第○号。以下、当該標章を「本件登録商標1」という。）をしていることが認められる。

したがって、業として商品の譲渡等を行う者により輸入された○（指定商品）に、本件登録商標1と同一又は類似する標章が使用されていれば、原則として、その輸入行為は商標権を侵害する行為となり、その貨物は商標権を侵害する物品に該当することとなる。

ロ 本件についてみるに、審査請求人からは、自己が業として譲渡するために本件貨物1を輸入しようとしたことについて否定する主張はなされ

ていない。むしろ、審査請求人は、異議申立書において

①自己の職業が古物商（H県公安委員会：第〇号）であること

②「輸入者は業として輸入するものです。業としての目的の為、反復継続して小口輸入をする意思があります。」としていること

から、審査請求人が本件貨物1を「業として」譲渡するために輸入しようとしたことが認められる。

ハ 次に、本件貨物1に使用された標章が「E」の登録商標と同一又は類似のものと認められるかどうかを検討する。

この点についての審査請求人及び商標権者であるE社が認定手続において陳述したところは前記のとおりであり、処分庁が実物確認を踏まえ、E社の意見を容れ、本件貨物1に使用された標章が本件登録商標1と同一又は類似のものと判断し、本件処分1を行ったことが認められる。

登録商標と同一又は類似のものかどうかの判断基準について、最高裁昭和43年2月27日判決において「商標の類否は、対比される両商標が同一または類似の商品に使用された場合に、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、そのような商品に使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかもその商品の取引の実情を明らかにしうるかぎり、その具体的な取引状況に基づいて判断するのを相当とする。」と示されている。

本件貨物1についてみるに、本件貨物1は、本件登録商標1が指定商品とする貨物にE社名の各アルファベットを連続で配したものであり、本件貨物1に使用された標章と本件登録商標1とが、その外観、観念及び称呼において同一又は類似の関係にあるものと認められる。

また、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがないとする他の事実も認められない。

よって、本件貨物1に使用された標章は本件登録商標1と同一又は類似のものと認められる。

ニ 審査請求人は、本件貨物1が真正品であって、本件輸入は商標権侵害に該当しないと主張している。

そこで、本件貨物1が前記平成15年最高裁判決において示された、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと認めることができるかどうかを検討する。

前記1.（1）ホのとおり、E社は、本件貨物1を真正品と比較して鑑定した結果、本件貨物1は真正品とは形状において明らかな違いがあり、自社又は自社許諾の下に自社の関連会社で製造されたものではなく（すなわち、「真正品」ではない。）、本件商標権を侵害するものである旨の意見書を提出している。よって、前記平成15年最高裁判決の「① 当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、」との要件を充足せず、そもそも「真正品」ではないことは明らかである。

これに対して、審査請求人は、本件における税関調査の過程においてはじめて、審査請求人がF国の仕出人に対して電子メールで質問し、当該仕出人から「〇を作っている工場へ確認しましたが、貨物はF国のE

の正規品だといわれました。」(2010年11月1日12時43分付表示の箇所)との回答を得たことのみをもって本件貨物1が真正品であると主張するのみであって、当該「○を作っている工場」の名称・所在等についてすら、一切、明らかにしないまま、この点について自身から証拠を示す必要はない旨、すなわち立証責任がない旨を主張している。しかし、かかる審査請求人の主張は失当である。

上記のとおり、指定商品について登録商標と同一又は類似のものが使用されていると認められるに至った以上、本件貨物1は商標権侵害としての実質的違法性を欠くものでない限り商標権を侵害する物品に該当するのであって、本件貨物1が当該実質的違法性を欠くものであることについて審査請求人がその立証責任を負うことは、前記最高裁判決及び訴訟における立証責任分配に関する一般的な考え方に合致するところであり、審査請求人の主張は認められない。

上記の審査請求人の回答だけでは、前記1.(1)ホのとおり、E社において本件貨物1が自社又は自社許諾の下に自社の関連会社で製造されたものではない旨の意見書を出している状況にあって、本件貨物1に使用された標章が、外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであるといった前記平成15年最高裁判決において示された要件を充足していることが明らかにされたとは認められないことから、いわゆる真正商品の並行輸入として、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものと証明されたと認めることはできない。

ホ 以上のとおりであるから、本件貨物1に使用された標章はE社の登録商標と同一又は類似のものであると認められ、かつ、商標権侵害としての実質的違法性を欠くものとは認められないことから、本件貨物1は、商標権を侵害する物品に該当するものと認められ、よって、この判断に基づく本件処分1は適法・妥当であると認められる。

へ なお、審査請求人は、郵便物1に本件貨物1と同梱されていた衣類に関する処分庁の扱いについて非難しているが、そもそもこの点自体は本件処分1の適正性の判断に影響を及ぼすものではない。

ト また、審査請求人は、本件以前に本件貨物1と同一の貨物を通関した実績がある旨を主張している。

確かに、同種の貨物26点を通関した実績があることは処分庁においても認めているところである。

しかし、そもそも税関長による認定手続は、輸入されようとする貨物のうち商標権等を侵害する物品に該当する貨物があると思料するときに執らなければならないとされるものであり、本件貨物1について認定手続を執るに当たって、過去に輸入された貨物に対して認定手続を執ったか否かは何ら関係のないところである。

チ 以上から、その余の主張を含め審査請求人の主張は失当である。

(3) 本件処分2について

イ A税関長から提出された資料によれば、G社は図柄について○を指定商品として商標登録(商標登録番号第○号。以下、当該図柄を「本件登

録商標2」という。)をしていることが認められるから、本件登録商標2の図柄を付した○(指定商品)は商標法に基づき保護されるべき貨物であると認められる。

したがって、業として商品の譲渡等を行う者により、その標章を付した貨物が輸入される場合に、当該標章が登録商標である図柄と同一又は類似していれば、原則として、その輸入行為は商標権を侵害する行為となり、当該貨物は商標権を侵害する物品に該当することとなる。

ロ 本件についてみるに、審査請求人からは、自己が業として譲渡するために本件貨物2を輸入しようとしたことについて否定する主張はなされていない。むしろ、

①審査請求人の職業が古物商(H県公安委員会:第○号)であること

②輸入しようとした貨物が同種のもの200点であり、販売目的によるものと解するのが合理的であり、このことは、審査請求人が本件以前に同種の貨物を596点輸入していることも踏まえれば、継続・反復して販売するために本件貨物2を輸入しようとしたと認められること

から、審査請求人が本件貨物2を「業として」譲渡するために輸入しようとしたと解するのが相当と認められる。

ハ 次に、本件貨物2に付された標章が本件登録商標2と同一又は類似のものと認められるかどうかを検討する。

この点についての審査請求人及び商標権者であるG社が認定手続において陳述したところは前記のとおりである。

そして、処分庁が実物確認を踏まえ、G社の意見を容れ、本件貨物2に付された標章が本件登録商標2と同一又は類似のものと判断し、本件処分2を行ったことが認められる。

これに対して、審査請求人は、本件貨物2と本件登録商標2とは似ても似つかない程にかけ離れた図柄であり、全くの別物である事は明白であると主張する。

しかしながら、登録商標と同一又は類似のものかどうかの判断基準については、本件処分1において述べたとおりである。同基準に照らせば、まず、本件登録商標2は、G社名といった文字表記を含んでおらず、柄自体である。本件貨物2も同様に、G社が本件登録商標2の指定商品とする貨物であり、その外面には、文字表記がなく柄だけが付されている。さらに、本件登録商標2と本件貨物2に付された標章とを比較すると、両者は、色彩のコンビネーションや○のサイズ、柄が○で描かれている点等の図柄の特徴が極めて類似している。

従って、本件貨物2に付された標章はG社の登録商標である図柄と同一又は類似するものと認めるに十分なものであると認められる。

よって、本件貨物2と本件登録商標2とは似ても似つかない程にかけ離れた図柄であり、全くの別物である事は明白であるとする審査請求人の主張は認められない。

また、審査請求人は、本件貨物2には刻印があることから、G社製品との判別が容易であり、G社製品への疑義を打ち消すものであると主張するが、上記のとおり、本件貨物2はG社の本件登録商標2と同一又は類

似するものと認められる標章をその外面に付したものであり、刻印が本件貨物2の内面に配されていることにより、本件貨物2と、本件登録商標2を付したG社製品との同一性又は類似性を打ち消すものとは認められない。また、他の示されている事実において、商品の出所につき誤認混同を生ずるおそれがないとするものも確認できない。

したがって、本件貨物2に付された標章がG社の登録商標と同一又は類似のものと認められる。

ニ 以上から、本件貨物2に使用された標章はG社の登録商標と同一又は類似のものであるから、本件貨物2は、商標権を侵害する物品に該当するものと認められ、よって、この判断に基づく本件処分2は適法・妥当であると認められる。

ホ なお、審査請求人は、本件貨物2は日本国内において広く流通している図柄を使用したものにすぎないと主張する。しかし、上記のとおり、本件貨物2は単なる図柄一般ではなく、G社の本件登録商標2と同一又は類似する特徴的な標章を使用するものである。G社の本件登録商標2が日本において広く流通しているとしても、当該登録商標と全く関係のないところで当該特徴を兼ね備えた図柄が広く流通しているとの事実は確認できない。よって、審査請求人の主張はこの点においても認められない。

ヘ 更に、審査請求人は本件貨物2と同一の貨物596点を税関の検査を受けた上で通関した実績があると主張する。

しかし、このような過去の通関実績に係る主張が本件処分2に影響を及ぼすものではないことは前記のとおりである。

ト 以上から、その余の主張を含め審査請求人の主張は失当である。

(4) 結論

以上から、本件処分に係る審査請求人の主張には理由がなく、本件処分は適正に行われたものと認められることから、本件審査請求を棄却することが相当である。